

(整理番号 1919)

長野地方最低賃金審議会 長野県各種商品小売業最低賃金専門部会(第2回)
議事要旨

開催日時	令和元年10月7日 15:00～15:55		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
議題	1 金額等審議について 2 その他		
<p>1 金額等審議について</p> <p>(1) 事務局から配布資料について説明があった。</p> <p>(2) 金額以外</p> <p>金額以外の適用地域、適用使用者、適用労働者、算入しない賃金については、昨年と同様とすることとされた。</p> <p>(3) 基本的な考え方、提示金額(現行時間額835円)</p> <p>最初に労働者代表委員からは、既に決まった地域最賃を上回る金額での結審を目指したいこと、その背景として他産業における特定最賃との格差を少しでも解消したいこと、他産業への人材流出を防ぎたいこと、慢性的な人手不足を解消したいこと、優秀な人材を確保したいことといった意見、主張があった。</p> <p>次に使用者代表委員からは、小売業の置かれた経営環境が厳しいことを理解して欲しいこと、その例として、日銀松本支店短観(小売業、対前年比DIで19年3月期プラス13、6月期マイナス13、10月期マイナス6)、中小企業景況調査(長野県商工会地区、対前年比DIで18年10月～12月期でマイナス16.2、19年1月～3月期でマイナス27.9、19年4月～6月期でマイナス24.2)、中小企業白書(売上増状況を業種ごとに分解、対前年比で2017～18大企業小売マイナス1.4兆円、中小企業小売マイナス2.4兆円、2016～17大企業小売プラス1.7兆円、中小企業小売プラス6.3兆円)があること、生産性の向上が必要であるが難しいことといった意見、主張があった。</p> <p>その後、協議の結果、最終的には、</p>			

労働者代表側 30円引き上げの時間額865円

使用者代表側 14円引き上げの時間額849円

以上がそれぞれ適当である旨の金額提示が行われたものの、協議は整わなかったもの。

2 その他

次回本部会は、令和元年10月10日午後3時30分から開催することとなった。

配布資料

- No. 1 長野地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿(各種商品小売業)
- No. 2 特定最低賃金専門部会運営規程(各種商品小売業)
- No. 3 長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について
(平成30年10月22日付け報告文写)
- No. 4 長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について
(平成30年10月22日付け答申文写)
- No. 5 長野県における最低賃金改定の推移
- No. 6 長野県賃金実態調査結果報告書(各種商品小売業)
- No. 7 最近の雇用情勢(令和元年8月分)